

产学連携学会研究会規定

(目的)

第1条 特定非営利活動法人产学連携学会（以下「学会」という。）は、定款第3条に定めた目的を達成するために、事業の一環として、会員による「研究会」の活動を推進する。本規定は、研究会に係る事項について定めるものである。

(研究会の定義)

第2条 研究会は、产学連携に関する重点的な課題、研究テーマを選定し、そのテーマに関する研究及び事例交換活動を行うとともに、会員間の情報交流を深めることを目的とする。

(設置)

第3条 研究会の設置は、次の手続きを経るものとする。

- (1) 研究会の設置は、学会正会員5名以上からなる発起人の申請に基づき、理事会の承認を得て決定する。
- (2) 研究会設置の申請は、会の名称、発起人（うち、発起人代表1名）、研究会代表、目的、概要等、必要な事項を記入した申請書を提出すること。申請書の様式は別途定める。

(構成・組織)

第4条 研究会の構成及び組織は、原則として、次の通りとする。

- (1) 研究会は、原則として、学会員をもって構成する。
- (2) 研究会を統括する者として、代表及び若干名からなる幹事を置く。
- (3) 代表及び幹事は、学会員でなければならない。
- (4) 幹事は、会計の会計責任者を兼ねるものとする。ただし、代表は会計責任者を兼ねることができない。
- (5) 代表は、研究会活動に資すると認められ、かつ、参加者の賛同が得られる時、必要に応じて学会員以外の者の参加を求めることができる。

(運営)

第5条 研究会は自主運営を旨とするが、その活動概要ならびに開催予定は広く学会員に周知しなければならない。

- 2 研究会は、年度ごとに活動計画を立て、これを当該年度の5月31日までに理事会に報告する。設立初年度については、設置承認後2ヶ月を目処に活動計画、参加者名簿を提出する。活動計画書、参加者名簿の様式は別途定める。
- 3 研究会は、前項の名簿提出後も、学会員の参加を募り、広く開かれた活動であるものとする。
- 4 研究会は、参加者名簿を整備し、必要に応じて、その参加状況、運営状況について理事会に報告する。
- 5 研究会の代表、幹事の異動、年度ごとの活動計画の軽微でない変更があったときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(成果の報告)

第6条 研究会は、当該研究テーマに関する研究成果を大会又は学会誌において報告し、学会員に公表しなければならない。

(補助金)

第7条 学会は、各研究会の申請により、活動費の上限として、年間3万円を補助する。申請書の様式は別途定める。

2 前項の補助金は、原則として、学会の年度を単位とし、その年度内に残金があつた場合は、学会に返還しなければならない。ただし、支部会計と同様の取り扱いをすることができる。

(経費・会計年度)

第8条 研究会の経費は、学会からの補助金等によりまかぬものとする。

2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学会の活動支援)

第9条 学会は、研究会の活動に対して次のような支援を行う。

- (1) 学会ニュース、メールマガジン等を通じて、研究会設置を広報し、学会員に対して参加者募集を行う。
- (2) 研究会の概要、活動予定等について、学会ホームページに掲載、メールマガジン、学会ニュース等による配信を行う。
- (3) その他研究会活動について必要な支援を行う。

(報告)

第10条 研究会は、学会の年度を単位に、活動報告書を理事会に提出しなければならない。活動報告書の様式は別途定める。

2 研究会を終了または廃止するときは、成果報告書を理事会に提出しなければならない。成果報告書の様式は、別途定める。

3 次のいずれかに該当する場合には、研究会は翌年度4月15日までに会計報告書を理事会に提出しなければならない。会計報告書の様式は別途定める。

- (1) 第7条の規定による補助金を受けた場合。
- (2) 産学連携学会としての会費、事業収入等の収入があった場合。

(研究会発意の事業)

第11条 研究会の発意により、研究シンポジウム、セミナー等を開催する場合、原則として前年度2月末までに開催内容、予算計画等を記した個別事業計画書を理事会に提出する。

2 前項の申請について、理事会は、学会事業としての開催の可否、予算配分等について審議を行う。

(終了、廃止または休止)

第12条 目的を達成した場合などの研究会を継続させる必要性がなくなった場合で当該研究会の申請を受け理事会が承認したときは、当該研究会は終了とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合で理事会の審議を経たときは、当該研究会は廃止とする。

- (1) 当該研究会の申請を受け、理事会で廃止相当と認めた場合。
 - (2) 理事会に対して活動報告、会計報告がない場合。
 - (3) 活動が不十分な研究会について理事会が当該研究会の廃止を発議した場合。
 - (4) 学会の定款もしくは学会の運営方針に違反した場合。
- 3 当該研究会の申請を受け理事会が承認したときは、当該研究会は休止とする。

(規定改廃)

第13条 本規定に定めのない事項は、必要に応じて理事会において定める。

2 規程を変更する場合は理事会の議決を経ることを必要とする。

附則1 本支部・研究会規定は、平成19年12月4日から施行する。

附則2 本支部・研究会規定は、平成21年4月26日から施行する。

附則3 支部・研究会規定は、平成22年10月21日に廃止する。

附則4 本研究会規定は、平成22年10月21日から施行する。

附則5 本研究会規定は、平成24年12月4日から施行する。

附則6 本研究会規程は、令和2年6月12日から施行する。

附則7 第7条第1項の年額3万円は、令和2年度に限っては年額2万1千円と読み替える。

【参考】産学連携学会支部マニュアル（抜粋）

別紙2 支部の会計手続き等

5. 支部経費の黒字・赤字および剰余金等の算出方法、取り扱い

- ① 支部経費において剰余金や学会内部資金残金(以下、剰余金等)がある場合、その分は支部の翌年度予算に計上できる。当年度の剰余金等の算出方法は以下の通りである。
 - i. 支出が学会内部資金限度額(10万円/年)を超える場合
当年度剰余金 = 学会外部資金 + 前年度剰余金 - (支出 - 10万円)
当年度内部資金残金 = ゼロ
 - ii. 支出が学会内部資金限度額(10万円/年)を超えない場合
当年度剰余金 = 学会外部資金 + 前年度剰余金
当年度内部資金残金 = 10万円 - 支出
- ② 支部は、当年度剰余金等が発生した際、翌年度の活動目的に使用しないときは、会長(事務局)へ5月31日までに返却する。
- ③ 支部は、当年度学会内部資金において残金が発生した際、翌年度の活動に使用する目的でその残金を翌年度予算に計上することができる。ただし、翌年度の学会内部資金の支払額は、「10万円 - 当年度内部資金残金」を上限とする。
- ④ 支部経費において不足分がある場合、理事会の承認を得て補填を行うこととする。その分は支部への翌年度学会内部資金から差し引く。ただし、10万円を超える不足分については理事会で対応を協議し決定する。

※注：研究会への適用にあたっては、上記のうち10万円を令和2年度は2万1千円に、それ以降は3万円に読み替える。

6. 預かり証の発行と預かり金の扱い

- ① 当年度の剰余金等を支部の翌年度予算に計上したい場合は、当該年度の3月25日までに、剰余金等預かり証(様式9)を提出する。また、当該の剰余金等を使うことを翌年度の活動・予算計画書(様式1)に記載し、翌年度4月30日までに提出する。
- ② 預かり証(様式9)の発行は、支部の代表・幹事の中の理事が行う。

③ 預かり証の有効期限は、活動・予算計画書(様式1)が理事会で承認された時までとする。計画書が承認された以降は、預かり金は支部の予算として取り扱う。

【別表】研究会で取り扱うテーマ：

1. 産学連携のためのシステム
 - ・リエゾンオフィス
 - ・T L O
 - ・インキュベーションラボラトリ
 - ・ビジネススクール
 - ・資金援助機構
 - ・ベンチャーキャピタル
2. 産学連携のプロセス
 - ・コーディネート
 - ・プロジェクト形成
 - ・技術移転
 - ・ベンチャ一起業
 - ・産業クラスター形成
 - ・地域連携
 - ・利益相反マネジメント
 - ・貿易管理
3. 産学連携教育
 - ・M O T
 - ・M B A
 - ・インターンシップ
 - ・産学連携学の形成
4. 産学連携のための政策
 - ・技術移転政策
 - ・知財戦略
 - ・戦略プロジェクト
 - ・科学技術政策と産業振興政策の連携
5. 知財の活用
 - ・知的生産サイクル
 - ・基礎研究と特許
 - ・発明の対価
 - ・知財マネジメント
6. 企業イノベーションと学との連携
 - ・イノベーションのプロセス
 - ・開発研究と大学
7. 比較産学連携論
 - ・産業構造と産学連携手法
 - ・地域の特性と戦略的分野設定
8. 産学連携社会学
 - ・産と学の間のコンフリクト
 - ・産学連携の構造
 - ・持続的な産学相互作用の形態
9. その他

備考：別表は、あくまでも研究会設置にあたっての目安であり、研究会のテーマを限定するものではない。